



熊本県公報

第 1 2 2 2 9 号

平成 25 年 7 月 9 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則	(くらしの安全推進課) 1
○熊本県森林整備資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則	(森林整備課) 7
公 告	
○平成 2 5 年度第 1 回熊本県消費生活審議会の開催	(消費生活課) 7
○国土調査成果の認証	(農地整備課) 7
○道路位置の指定	(建築課) 8
○道路位置の指定	(") 8
○道路位置の指定	(") 8
登 載 依 頼	
○平成 2 5 年度行政書士試験の実施	(一般財団法人行政書士試験研究センター) 8
○熊本県環境影響評価審査会の開催	(熊本県環境影響評価審査会) 10

規 則

熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 5 年 7 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 4 4 号

熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県少年保護育成条例施行規則(昭和 4 6 年熊本県規則第 3 4 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。
(携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対する勧告等)

第 7 条の 2 条例第 1 8 条の 3 第 5 項の規定による勧告は、携帯電話インターネット接続役務提供に係る説明書面交付等勧告書(別記第 8 号様式の 2)により行うものとする。

2 条例第 1 8 条の 3 第 6 項の規定による公表は、次に掲げる事項について、熊本県公報への掲載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 勧告を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 公表の原因となる事実

3 条例第 1 8 条の 3 第 7 項の規定による通知は、意見の聴取を行うべき期日までに相当な期間において、意見の聴取通知書(別記第 2 号様式の 4)により行うものとする。

4 知事が条例第 1 8 条の 3 第 7 項の規定による通知をした場合において、当該通知を受けた者(以下この条において「当事者」という。)は、病気その他やむを得ない理由があるときは、知事に対し、意見の聴取期日等変更申出書(別記第 2 号様式の 5)により、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

5 知事は、前項の規定による申出により、又は職権により、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。

6 知事は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を意見の聴取期日等変更通知書(別記第 2 号様式の 6)により当事者に通知しなければならない。

7 条例第 1 8 条の 3 第 7 項に規定する代理人は、各自、当事者のために、意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。

8 前項の代理人の資格は、代理人選任届出書(別記第 2 号様式の 7)を知事に提出して証明しなければならない。

9 第 7 項の代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、代理人資格喪失届出書(別記第 2 号様式の 8)により、その旨を知事に届け出なければならない。

別記第 2 号様式の 2 及び別記第 2 号様式の 3 中「第 4 条の 2 関係」を「第 4 条の 3 関係」に改める。
別記第 2 号様式の 4 中「第 4 条の 2 関係」を「第 4 条の 3、第 7 条の 2 関係」に改め、

「第 9 条の 2 第 4 項」の次に「・第 1 8 条の 3 第 7 項」を加える。
別記第 2 号様式の 5 から別記第 2 号様式の 8 までを次のように改める。

別記第 2 号様式の 5 (第 4 条の 3、第 7 条の 2 関係)

意見の聴取期日等変更申出書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏 名 印

熊本県少年保護育成条例施行規則第 4 条の 3 第 6 項・第 7 条の 2 第 4 項の規定により次のとおり意見の聴取の期日・場所の変更を申し出ます。

熊本県少年保護育成条例第 9 条の 2 第 4 項・第 1 8 条の 3 第 7 項の規定による通知の日付及び番号			年 月 日 第 号
変更申出事項	変更前	期 日	年 月 日 時 分から
		場 所	
	変更希望	期 日	年 月 日 時 分から
		場 所	
変 更 申 出 の 理 由			

備考

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第 2 号様式の 6 (第 4 条の 3、第 7 条の 2 関係)

意見の聴取期日等変更通知書

第 年 月 日 号

様

熊本県知事

印

熊本県少年保護育成条例施行規則第 4 条の 3 第 7 項・第 7 条の 2 第 5 項の規定により次のとおり意見の聴取の期日・場所を変更したので、同条第 8 項・同条第 6 項の規定により通知します。

熊本県少年保護育成条例第 9 条の 2 第 4 項・第 1 8 条の 3 第 7 項の規定による通知の日付及び番号		年 月 日 第 号	
変 更 事 項	変更前	期 日	年 月 日 時 分から
		場 所	
	変更後	期 日	年 月 日 時 分から
		場 所	

別記第 2 号様式の 7 (第 4 条の 3、第 7 条の 2 関係)

代理人選任届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所

氏 名 印

私は、熊本県少年保護育成条例第 9 条の 2 第 4 項・第 1 8 条の 3 第 7 項の規定により次の者を代理人として選任し、意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。

熊本県少年保護育成条例第 9 条の 2 第 4 項・第 1 8 条の 3 第 7 項の規定による通知の日付及び番号	年 月 日 第 号
代理人の住所	
代理人の氏名	
当事者との関係	

備考 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第 2 号様式の 8 (第 4 条の 3、第 7 条の 2 関係)

代 理 人 資 格 喪 失 届 出 書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所

氏 名 印

私の代理人がその資格を失ったので、熊本県少年保護育成条例施行規則第 4 条の 3 第 1 1 項・第 7 条の 2 第 9 項の規定により届け出ます。

熊本県少年保護育成条例第 9 条の 2 第 4 項・第 1 8 条の 3 第 7 項の規定による通知の日付及び番号	年 月 日 第 号
代 理 人 の 住 所	
代 理 人 の 氏 名	

備考 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

別記第 8 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 8 号様式の 2 (第 7 条の 2 関係)

携帯電話インターネット接続役務提供に係る説明書面交付等勧告書	
第	号
住 所	
氏 名	様
熊本県少年保護育成条例第 1 8 条の 3 第 5 項の規定により、下記のとおり勧告しま	
す。	
年	月 日
熊本県知事	
印	
記	
1 勧告の内容	
2 理 由	
3 措置期限	年 月 日

- 附 則
- この規則は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。
 - この規則の施行の際現に改正前の熊本県少年保護育成条例施行規則の規定により提出されている申出書その他の書類は、改正後の熊本県少年保護育成条例施行規則の規定により提出された申出書その他の書類とみなす。
-

熊本県森林整備資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年7月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第45号

熊本県森林整備資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県森林整備資金貸付条例施行規則（昭和37年熊本県規則第23号）の一部を次のように改正する。
第2条中「社団法人熊本県林業公社（）」を「公益社団法人熊本県林業公社（）」に、「社団法人熊本県林業公社と」を「社団法人五家荘林業公社と」に改める。
別記第1号様式中「社団法人熊本県林業公社」を「公益社団法人熊本県林業公社」に改める。
別記第2号様式中「社団法人熊本県林業公社」を「公益社団法人熊本県林業公社」に、「現入金の」を「支払った」に、「11%」を「11パーセント」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

熊本県公告第390号

平成25年度第1回熊本県消費生活審議会の会議を次のとおり開催する。
平成25年7月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成25年7月22日 午前10時
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階審議会室
- 3 議題
 - (1) 会長及び副会長の互選について
 - (2) 消費者基本計画推進・評価部会委員の指名について
 - (3) 熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の実施状況及び評価（案）について
 - (4) 第2次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の平成25年度個別実施計画等について
 - (5) 熊本県市町村支援のためのアクションプラン（骨子案）について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部県民生活局消費生活課企画・事業者指導班（熊本県消費生活審議会事務局）
（電話 096-333-2309）

熊本県公告第391号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果と認証したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。
平成25年7月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
宇城市	平成22年度から平成24年度まで	三角町三角浦の一部	地籍図及び地籍簿	平成25年7月1日
山鹿市	平成22年度から平成24年度まで	菊鹿町上内田の一部		
	平成22年度から平成24年度まで	菊鹿町五郎丸の一部		
八代市	平成21年度から平成23年度まで	坂本町鮎埴にの一部		

熊本県公告第 392 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成 25 年 7 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇城市小川町西北小川 6 3 5 番地
- 2 築造者の氏名 百家哲夫
- 3 道路の位置 宇城市小川町西北小川字豊之内 6 3 4 番 3
- 4 道路の幅員 4. 1 0 メートルから 5. 3 4 メートルまで
- 5 道路の延長 3 4. 9 4 メートル
- 6 指定年月日 平成 25 年 6 月 1 4 日
- 7 指定番号 熊本県指令宇城景建第 1 1 号

熊本県公告第 393 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成 25 年 7 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市東区下江津五丁目 1 3 番 1 2 号
- 2 築造者の氏名 株式会社熊本不動産ネット
- 3 道路の位置 合志市幾久富字下沖野 1 8 6 6 番 2 7
- 4 道路の幅員 4. 0 0 メートル
- 5 道路の延長 3 0. 4 1 メートル
- 6 指定年月日 平成 25 年 6 月 2 1 日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第 4 7 号

熊本県公告第 394 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成 25 年 7 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 水俣市大黒町二丁目 1 番 1 7 号
- 2 築造者の氏名 有限会社ロフトン
- 3 道路の位置 水俣市古城一丁目 1 1 8 番 5 及び同 1 1 8 番 6
- 4 道路の幅員 4. 0 0 メートル
- 5 道路の延長 1 4. 4 5 メートル
- 6 指定年月日 平成 25 年 6 月 2 5 日
- 7 指定番号 熊本県指令芦北技景第 3 号

登載依頼

平成 25 年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により、熊本県知事から委任を受けた平成 25 年度行政書士試験を次のとおり実施します。
平成 25 年 7 月 9 日

一般財団法人行政書士試験研究センター 理事長 磯部 力

- 1 試験期日 平成 25 年 11 月 10 日（日） 午後 1 時から午後 4 時まで
 - 2 試験場所 熊本大学 黒髪南地区（熊本市中央区黒髪二丁目 3 9 番 1 号）
 - 3 試験の科目及び方法
- (1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46 題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成 25 年 4 月 1 日現在施行されている法令に関して出題します。

行政書士の業務に関連する一
般知識等（出題数 14 題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、
文章理解

(2) 試験の方法

- ア 試験は、筆記試験によって行います。
- イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

* 記述式は、40 字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

- ア 受付期間 平成 25 年 8 月 5 日（月）から 9 月 6 日（金）まで
- イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター
受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送してくだ
さい（あて先は印刷されています）。9 月 6 日の消印があるものまで受け
付けます。

ウ 提出書類 受験願書一式（配布場所についてはオをご覧ください。）

エ 受験手数料 7,000 円

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

- a 配布期間 平成 25 年 8 月 5 日（月）から 8 月 30 日（金）まで
郵送を希望する方は、140 円分の切手を貼った、あて先明記の
返信用封筒（角形 2 号：A4 サイズの用紙が折らずに入る大きさ）
を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先
まで郵便で請求してください（8 月 30 日必着のこと。）。
- (a) 名 称 一般財団法人行政書士試験研究センター
- (b) あて先 〒100-8779 日本郵便株式会社 銀座郵便
局留

(イ) 窓口配布

- a 配布期間 平成 25 年 8 月 5 日（月）から 9 月 6 日（金）まで
- b 配布場所 (a) 熊本県庁新館 1 階情報プラザ及び総務部市町村・税務局市
町村行政課（熊本市中央区水前寺六丁目 18-1）
(b) 宇城地域振興局総務振興課（宇城市松橋町久具 400-1）
(c) 玉名地域振興局総務振興課（玉名市岩崎 1004-1）
(d) 鹿本地域振興局総務振興課（山鹿市山鹿 1026-3）
(e) 菊池地域振興局総務振興課（菊池市隈府 1272-10）
(f) 阿蘇地域振興局総務振興課（阿蘇市一の宮町宮地 2402）
(g) 上益城地域振興局総務振興課（上益城郡御船町辺田見 39-1）
(h) 八代地域振興局総務振興課（八代市西片町 1660）
(i) 芦北地域振興局総務振興課（葦北郡芦北町芦北 2670）
(j) 球磨地域振興局総務振興課（人吉市西間下町 86-1）
(k) 天草地域振興局総務振興課（天草市今釜新町 3530）
(l) くまもと県民交流館パレオ（熊本市中央区手取本町 8-9
テトリア熊本内）
(m) 熊本県行政書士会（熊本市中央区水前寺公園 13-36）

(ウ) 配布時間 上記(a)から(k)までについては、午前 8 時 30 分から午後 5 時
15 分まで

上記(1)については、午前 9 時から午後 9 時まで

上記(m)については、午前 9 時から午後 5 時まで

(2) インターネットによる受験申込み

- ア 受験申込み画面への入力
(ア) 一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-s.hiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必
要事項を漏れなく入力してください。
なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関するお問い合
わせ先は、ホームページに掲載します。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料（7,000 円）の払込みは、クレジットカード（申込者本人名
義のものに限る。）による決済のみとなります。

(イ) 利用できるクレジットカード VISA・Master・UC

(ウ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

- (ア) 平成 25 年 8 月 5 日（月）午前 9 時から 9 月 3 日（火）午後 5 時まで
この出願システムは、9 月 3 日（火）午後 5 時で終了します。午後 5 時まで
に入力を完了していないと、たとえ接続中（入力中）であっても申込みができ

- なくなりますのでご注意ください。
- (イ) 最終日(9月3日)は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。
- (3) 連絡先(問い合わせ先)
一般財団法人行政書士試験研究センター
電話番号 03(3263)7700
- 5 特例措置の実施
身体機能に障がいのある方で試験中の特例措置(車椅子の使用、点字受験など)を希望される方は、事前に申請の手続きが必要となります。受験申込みをする前に必ず一般財団法人行政書士試験研究センターへご相談ください。
- 6 合格発表の日時及び方法
(1) 日時 平成26年1月27日(月)午前9時
(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。
また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載します。

熊本県環境影響評価審査会公告第2号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のとおり開催する。
平成25年7月9日

熊本県環境影響評価審査会会長 逸 見 泰 久

- 1 開催日時
平成25年7月29日(月)午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本県庁行政棟新館8階職員研修室
- 3 審議内容
「八代市環境センター建設事業」環境影響評価準備書について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の30分前までに集合すること。
(2) 傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境影響評価審査会事務局(熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班)
電話096-333-2268